



富士税務署・富士宮商工会議所共催

# 消費税軽減税率制度等説明会

～ 概要と留意点を押さえて、移行準備を整えよう ～

2019年10月より、消費税及び地方消費税の税率が

**8%** から **10%** に引き上げられます。

但し、国民生活への影響を考慮し、生活に密接な関わりのある食料品及び新聞は、軽減税率制度が適用され、8%の取扱となります。

この度富士税務署では、軽減税率制度導入に伴い、広く制度の理解と円滑な移行手続を推進するために、下記の日程で説明会を開催します。



## ■開催日時

**2019年09月11日(水) 10:00～11:30**

**2019年10月01日(火) 14:00～15:30**

**2019年11月18日(月) 10:00～11:30**

※全日内容は同じですので、ご都合に合わせて参加ください。

※全日定員は40名で、事前のご予約は不要です。但し、当日定員になり次第締め切りとさせていただきます。

## ■内容

- ①消費税軽減税率制度について(概要)
- ②消費税増税への事前準備について
- ③消費税増税に伴う国の補助金政策について

## ■会場

**富士宮商工会議所 2階大会議室 (富士宮市豊町 18-5)**

※駐車場には限りがございます。満車時は臨時駐車場(旧商工会議所跡地)へお回りください。

## ■対象者

法人・個人事業所の別は問いません。どなたでもご参加いただけます。

### 《本説明会の問合せ先》

富士税務署法人課税部門(富士市本市場 297-1) ☎ 0545-61-2460

※最初に音声ガイダンスが流れますので、『2』を押して担当窓口へお問合せください。